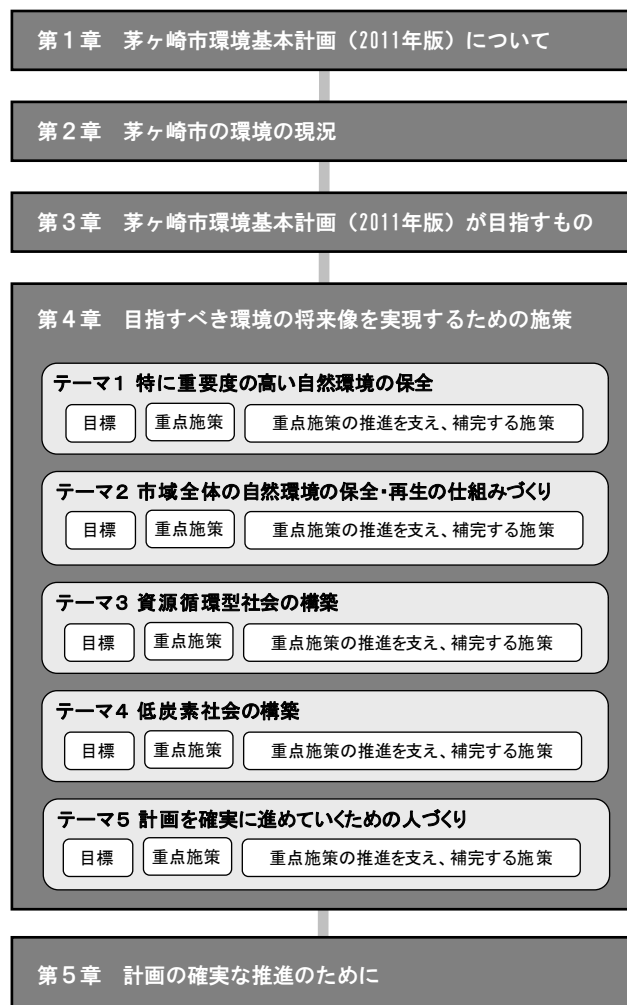


## 1 茅ヶ崎市環境基本計画(2011 年版)とは

### ■計画の策定経緯

本市では、環境の保全及び創造をすべての人に推進していただくため、平成 8 年 9 月に「茅ヶ崎市環境基本条例」を制定しました。10 年 3 月には、条例の基本理念を実現するため、「茅ヶ崎市環境基本計画」を策定し、本市が目指す五つの望ましい環境像を達成するための施策を示しました。その後、15 年 3 月の改訂を経て、23 年 3 月には、世界的な情勢にも対応するため、茅ヶ崎市環境審議会に加えて、より多くの市民意見を取り入れるために、「茅ヶ崎市環境基本計画改定市民会議」を立ち上げ、自然環境や生物多様性の保全、資源循環型社会や低炭素型社会の構築を計画の軸とした「茅ヶ崎市環境基本計画(2011 年版)」を新たに策定しました。



### ▲計画の構成

### ■目標及び重点施策について

計画では、目指すべき環境の将来像を実現するために、本市における環境政策の基軸となる 5 つのテーマを掲げ、各テーマに設ける施策の柱ごとに、達成すべき目標と施策を示しています(4 ページ及び 5 ページの施策の体系図を御参照ください)。

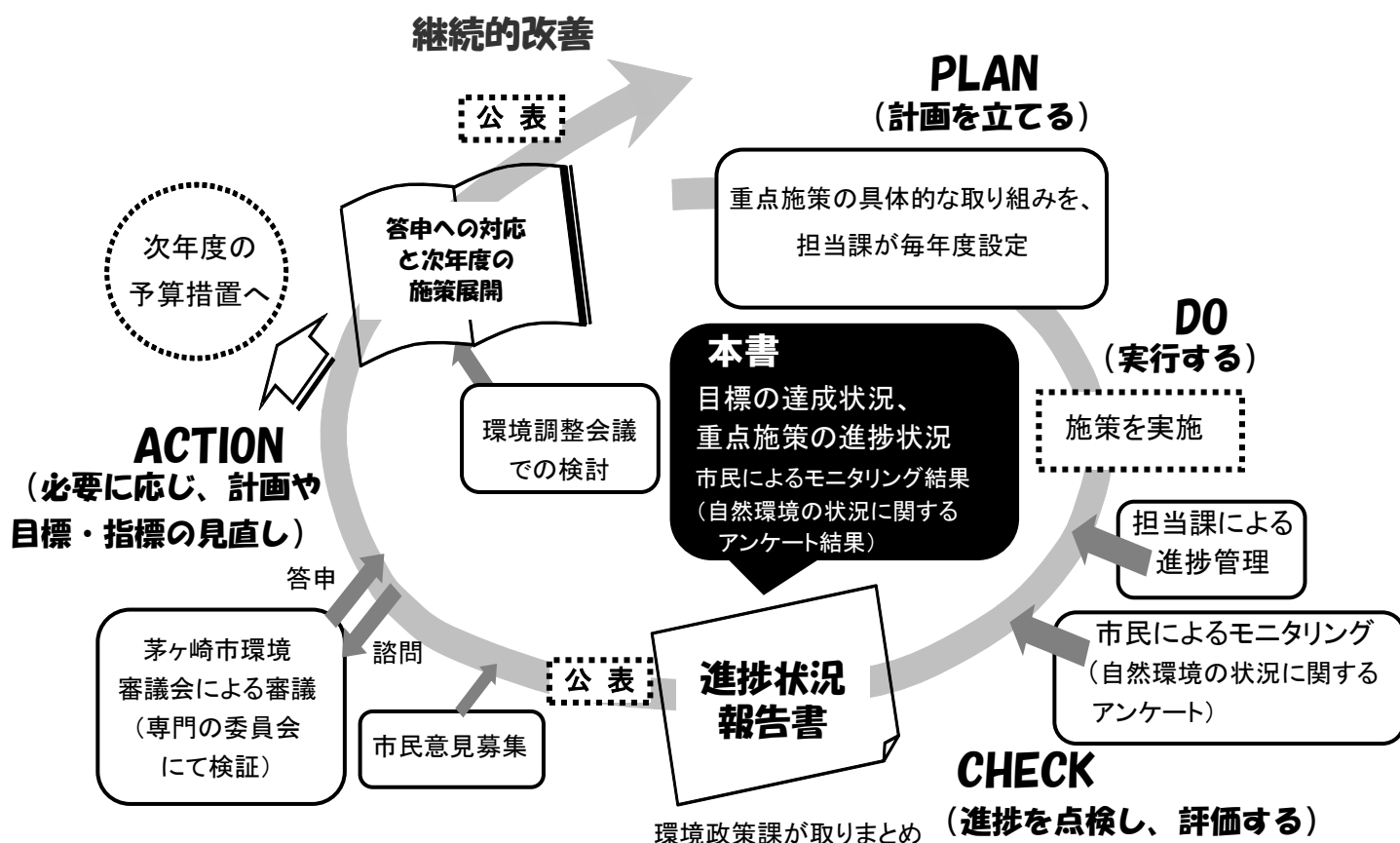
重点施策は、特に優先的に取り組むべき事項、計画全体の進捗を牽引していく取り組みとして絞り込まれた施策です。毎年、年度ごとの取り組み内容を評価し、課題等を整理して公表することにより、施策の推進を担保します。

## ■計画の進行管理

茅ヶ崎市環境基本計画(2011 年版)(以下、計画という)では、計画全体の迅速な進捗を図るため、できる限り早い時期に取り組みの検証結果をまとめ、市民の意見も取り入れて軌道修正を行い、次年度の予算措置に反映できるように PDCA サイクルを構築することとしています。

本書では計画の第 4 章「目指すべき環境の将来像を実現するための施策」について、令和元年度における目標の達成状況と重点施策の実施状況について公表しています。

内容について市民から頂いた御意見は環境審議会に提出され、それを踏まえて、環境審議会による施策の評価及び課題の抽出が行われます。その結果と対応状況は、年度末に公表します。



## ▲ 環境基本計画 年間の進行管理図

※令和 2 年度は茅ヶ崎市環境基本計画(2011 年版)の計画期間の最終年度となるため、例年 3 月に発行する「答申への対応と次年度の施策展開」報告書は作成しません。令和 3 年度を始期とする新たな環境基本計画の令和 3 年度の取り組みについては、別途公表予定です。